

太陽光発電設備からの余剰電力買取に関する
契 約 約 款

2026 年 4 月 1 日実施
ひおき地域エネルギー株式会社

目 次

I 総 則

- 1 適 用
- 2 定 義
- 3 単位および端数処理
- 4 本約款等の変更
- 5 実施細目

II 買取契約

- 6 買取契約の要件
- 7 買取契約の申込み
- 8 買取契約の成立および契約期間
- 9 電気方式または標準周波数等
- 10 買取契約の単位
- 11 電力買取の開始
- 12 承諾の限界
- 13 買取契約書の作成

III 買取料金の算出および支払い

- 14 買取料金
- 15 買取料金の適用開始の時期
- 16 買取料金の算定期間
- 17 買取電力量の計量等
- 18 買取料金の支払方法等

IV 電力買取

- 19 適正契約の保持
- 20 電力買取の停止または制限もしくは中止
- 21 損害賠償等
- 22 電力買取にともなう発電者の協力

V 買取契約の変更および終了

- 23 買取契約の変更
- 24 買取契約の解約等
- 25 買取終了後の債権債務関係

VI 工事費負担金等相当額

- 26 工事費負担金等相当額
- 27 工事費負担金等相当額の申し受けおよび精算

VII その他

- 28 守秘義務
- 29 発電者に係る個人情報の利用
- 30 不可抗力

31 専属的合意管轄裁判所

32 反社会的勢力の排除

附 則

別 表

I 総 則

1 適 用

- (1) この太陽光発電設備からの余剰電力買取に関する契約約款（以下「本約款」といいます。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に発電者の太陽光発電設備（以下「当該発電設備」といいます。）を電氣的に接続（以下「系統連系」といいます。）し、発電者自らが消費する電力を除いた電力（当該発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「買取電力」といいます。）を一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して当社が買取するときの契約（以下「買取契約」といいます。）条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項8号イに定める離島は除きます。
- 九州 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
- (3) 本約款は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第9条第1項に定める認定を受けた太陽光発電設備には適用いたしません。

2 定 義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) **太陽光発電設備** 太陽光エネルギーを電気に変換する設備およびその付属装置をいいます。
- (2) **一般送配電事業者** 電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者をいいます。
- (3) **託送供給等約款** 電気事業法第18条の規定にしたがい、発電場所を供給区域とする一般送配電事業者が定めた託送供給等約款で、経済産業大臣の認可を受けたものをいいます。
- (4) **発電者** 当該発電設備により電気を発電する者をいいます。
- (5) **発電場所** 当該発電設備により電気を発電する場所をいい、託送供給等約款における発電場所にかかる規定に準ずるものといたします。
- (6) **接続契約** 当該発電設備を一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に系統連系するための契約をいいます。
- (7) **買取電力** 当該発電設備において発電した電気のうち、発電者が当社に供給する電力（キロワット）をいいます。
- (8) **買取電力量** 当該発電設備において発電した電気のうち、発電者が当社に供給する電力量（キロワット時）をいいます。
- (9) **設備ID** 当該発電設備または事業計画の認定時に当該発電設備に割り振られるIDをいいます。
- (10) **発電出力** 当該発電設備の定格発電出力（キロワット）をいい、本約款においては、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力といたします。ただし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。

- (11) **発電バランシンググループ** 託送供給等約款に定める発電量調整受電計画差対応電力等を算定する対象となる単位で、当社と一般送配電事業者において設定するものをいいます。
- (12) **給電指令** 当該発電設備の運用について、一般送配電事業者から指令することをいいます。
- (13) **消費税等相当額** 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

3 単位および端数処理

本約款において、買取料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 買取電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、一般送配電事業者が受電用電力量計により計量し、当社へ連絡する値の最小値といたします。
- (2) 買取料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

4 本約款の変更

- (1) 当社は、本約款に関して、託送約款等が改定された場合、関係法令・条例・規則等の改正により本約款等の変更の必要が生じた場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合には、電気を買取するときの買取条件や料金等は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款および変更の効力発生日を、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせします。
- (2) 本約款の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下、「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに受電地点特定番号を記載します。
- (3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の契約の実質的な変更をともしない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

5 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 買取契約

6 買取契約の要件

発電者が当社との買取契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- (1) 一般送配電事業者との接続契約を締結していること。
- (2) 一般送配電事業者からの給電指令にしたがうこと。
- (3) 託送供給等約款における発電者に関する事項について遵守すること。
- (4) 電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、系統技術要件、一般送配電事業者との系統連系に関する運用申し合わせ事項および系統連系に係る設備設計のほか、監督官庁、業界団体または一般送配電事業者が定める系統連系に係る業務の取扱いや技術要件に関する規定等を遵守すること。
- (5) 託送供給等約款に定めるところにより、当社の発電バランシンググループに属していただくこと。
- (6) 当該発電設備が発電した電気が有する非化石価値が当社に帰属することを承諾していただくこと。

7 買取契約の申込み

発電者は、次の事項を明らかにして、当社所定の方法により申込みをしていただきます。

- (1) 発電者の名称および連絡先等
- (2) 受電地点特定番号
- (3) 発電設備設置場所
- (4) 買取開始希望日
- (5) 発電出力
- (6) 設備 I D
- (7) 当該発電設備の概要
- (8) その他当社が必要と判断した事項

8 買取契約の成立および契約期間

- (1) 買取契約は、発電者の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、買取契約が成立した日から、2年後の買取契約が成立した月の検針日までとします。

ロ 当社または発電者のいずれかから、契約期間満了の3ヵ月前までに買取契約の終了または変更等に係る別段の意思表示がない場合は、買取契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。

9 電気方式または標準周波数等

電気方式、標準周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、発電者と一般送配電事業者との接続契約と同一といたします。

10 買取契約の単位

当社は、原則として1発電場所につき1買取契約を結びます。

11 電力買取の開始

当社は、発電者の買取契約の申込みを承諾したときには、発電者との協議により買取開始日を定め、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力買取を開始いたします。なお、買取開始日は、原則として再生可能エネルギー特別措置法第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月以降の検針日といたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、一般送配電設備の供給設備の状況、発電者の債務の支払状況その他当社所定の審査によって、買取契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13 買取契約書の作成

特別の事情がある場合で、発電者が希望されるとき、または当社が必要とするときは、電力買取に関する必要な事項について、買取契約書を作成します。

III 買取料金の算出および支払い

14 買取料金

買取料金は、買取料金の算定期間を「1ヵ月」として、当月の買取電力量に、別表に記す買取電力量料金単価を乗じて得た金額といたします。なお、買取電力量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

15 買取料金の適用開始の時期

買取料金は、買取開始日から適用いたします。

16 買取料金の算定期間

- (1) 買取料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電力買取を開始し、または買取契約が終了した場合の買取料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、一般送配電事業者があらかじめ発電者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、買取料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電力買取を開始し、または買取契約が終了した場合の買取料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

17 買取電力量の計量等

- (1) 買取電力量は、一般送配電事業者の受電用電力量計により計量するものいたします。
- (2) 受電用電力量計は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者が取り付けるものいたします。
- (3) 受電用電力量計の検針は、毎月、原則として検針日に一般送配電事業者が行なうものいたします。なお、当該検針の結果を当社が受領いたします。
- (4) 受電用電力量計に故障が生じたときは、発電者は、すみやかに一般送配電事業者はその旨を連絡するものとし、その故障期間内の買取電力量は、発電者と当社との協議をふまえ、当社と一般送配電事業者との協議によって決定するものいたします。
- (5) 受電用電力量計の検針、修理、交換または検査のために、一般送配電事業者が発電場所に立ち入ることがあります。発電者は正当な理由がない限り、当該事項について承諾をしていただきます。

18 買取料金の支払方法等

当社は、毎年1回、発電者が指定する金融機関口座へ振込む方法で買取料金を支払います。お支払い時期については、別途当社よりお知らせいたします。振込手数料は当社が負担します。

IV 電力買取

19 適正契約の保持

当社は、発電者との買取契約が電力買取の状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに買取契約を適正なものに変更していただきます。

20 電力買取の停止または制限もしくは中止

- (1) 次のいずれかに該当し、これにより一般送配電事業者の託送供給等が停止した場合、電力買取を停止することがあります。
 - イ 発電者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のために緊急を要する場合
 - ロ 発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物を発電者が故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ 託送供給等約款の定めに反して、一般送配電事業者の供給設備と発電者の電気設備との接続を行なった場合
 - ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用され、または電気を使用された場合
 - ホ その他託送供給等約款に反した場合
- (2) (1)に定めるほか、一般送配電事業者の託送供給等約款における給電指令の実施等に係る規定に準じて、電力買取を制限または中止することがあります。

21 損害賠償等

- (1) 発電者が電力買取にともない、当社または第三者に対し、発電者の責めとなる理由により損害を与えたときは、発電者は賠償の責めを負うものいたします。

- (2) 買取開始日の遅延または「20（電力買取の停止または制限もしくは中止）」によって電力買取を停止し、または制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当該発電設備の電圧上昇制御機能等の動作等、当社の責めとならない理由によって買取電力量が減少した場合には、当社は、その減少した買取電力量について補償の責めを負いません。

22 電力買取にともなう発電者の協力

- (1) 当社は、必要に応じて発電者から当該発電設備の発電記録等を受領していただきます。
- (2) 一般送配電事業者の供給設備または発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査等を行なう場合、一般送配電事業者または一般送配電事業者から委託を受けて保安業務を実施する者が発電場所内に立ち入ることができるものとし、発電者は正当な理由がない限り、当該事項について承諾をしていただきます。
- (3) 次の場合には、その旨を発電者からすみやかに一般送配電事業者へ通知していただきます。
 - イ 発電場所内の引込線等の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ 発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (4) 発電者が、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (5) 発電者は、当該発電設備に係る一般送配電事業者との接続契約、系統連系受電契約その他電力買取に必要な契約および手続きについて、当社が必要と判断する範囲で、当社または一般送配電事業者の求めに応じて必要な協力を行うものいたします。
- (6) 当社は、一般送配電事業者との発電量調整供給契約その他電力買取に必要な手続きについて、発電者からの申込みまたは変更の申し出に基づき、一般送配電事業者に対して必要な申込みまたは変更手続きを行うものいたします。
- (7) 発電者が、当該発電設備の全部もしくは一部を変更する場合、発電出力、配線、制御方法、受電地点特定番号、設備 I D その他買取契約に関係する事項に変更が生じる場合、または一般送配電事業者との契約内容に変更が生じる場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (8) 買取契約または系統連系受電契約が終了した後に、当該発電設備から一般送配電事業者の系統に接続された電気が発生した場合、発電者は、一般送配電事業者が当該電気を無償で受電することについて、あらかじめ承諾するものいたします。

- (9) 系統連系受電サービス料金、工事費負担金、その他一般送配電事業者から当社に請求される費用が発生した場合、当社は、その費用に相当する金額を発電者から申し受けることがあります。

V 買取契約の変更および終了

23 買取契約の変更

- (1) 当該発電設備の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または当該発電設備の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合には、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。
- (2) 相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまでの買取契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力買取を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。
- (3) 発電者が買取契約の変更を希望される場合には、Ⅱ（買取契約の申込み）に定める新たに買取契約を希望される場合の手続きに準ずるものといたします。

24 買取契約の解約等

- (1) 買取契約の成立後、23条以外で発電者が買取契約の解約を希望される場合は、解約のお申込みをされた以後の契約期間満了日を解約日とします。
- イ 当社または一般送配電事業者は、発電者の電気設備または一般送配電事業者の供給設備において、電力買取を終了させるための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をしていただきます。
- ロ 当社との買取契約を解約させ、他の小売電気事業者との買取契約に変更する場合の廃止日は、原則としてお客さまが新たに買取契約を締結する他の小売電気事業者の供給開始日と同一の日といたします。
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、買取契約を解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の15日前までに発電者にお知らせいたします。
- イ 一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当社が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合
- ロ 発電者が小売電気事業者への電気料金の不払い等により、電力供給を停止され、これに伴い太陽光発電に関わる機器が稼働できなくなった場合
- ハ 発電者が買取約款または託送供給等約款に違反した場合、発電者が反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合は、本条の定めによらず、発電者の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要せず、ただちに買取契約を解約することができます。
- (3) 発電者が転居等によって発電場所に変態がなくなった場合、当社は当該発電設備に対する電力買取を終了させるための適当な処置を行なった日に買取契約を終了いたします。

25 買取終了後の債権債務関係

買取契約が終了した場合においても、当該終了前に生じた債権債務は消滅しません。

VI 工事費負担金等相当額

26 工事費負担金等相当額

電力買取の開始または買取契約の変更等によともない一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その工事費等に相当する金額を発電者から申し受けます。

27 工事費負担金等相当額の申し受けおよび精算

- (1) 工事費負担金等相当額は、原則として工事着工前にお申し受けいたします。
- (2) 工事費負担金等相当額は、工事完了後に実際に要した費用に基づき精算いたします。

VII その他

28 守秘義務

発電者は、買取契約の締結により知りえた当社の秘密情報を厳に秘密として保持し、第三者に対して開示または漏洩してはならないものといたします。

29 発電者に係る個人情報の利用

当社は、発電者の個人情報（氏名、住所、設備情報等）を、電気事業の運営および発電者の利便性向上の目的に限り利用いたします。個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシーに従います。

30 不可抗力

- (1) 天災、戦争、暴動、法令の制定改廃、政府機関の行為その他の当社の責めに帰することができない事由により、当社がこの約款に定める義務を履行することが不可能または著しく困難となった場合、当社はその義務の履行を免除されるものといたします。
- (2) 前項に定める事由が発生した場合、双方ともに損害賠償の責めを負わないものとし、当該事由が相当期間継続するときは、買取契約を解約することができます。

31 専属的合意管轄裁判所

買取契約にかかわる訴訟については、鹿児島地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

32 反社会的勢力の排除

- (1) 発電者および当社は、相手方が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると判明した場合、または相手方が反社会的勢力と密接な関係を有すると認められる場合には、催告を要せず、買取契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (2) 前項により解除された場合、解除された側は解除した側に対し損害賠償請求をすることができません。また、解除した側に損害が生じた場合には、解除された側がこれを賠償するものとします。

附 則

1 実施期日

本約款は、2026 年 4 月 1 日から実施します。

別 表

1 買取料金単価、買取料金の支払い方法、支払い期日等

本別表における買取料金単価は、2026 年 4 月 1 日から適用いたします。

区分	内容
買取単価（税込）	個人（10kW 以下） 当社と電気契約なし：8.5 円／kWh 個人（10kW 以下） 当社と電気契約あり：9.0 円／kWh
支払方法	年 1 回、発電者が指定する金融機関口座への振込（振込手数料：当社負担）
支払時期	毎年 4 月
適用地域	九州エリア（福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島）※離島を除く
契約期間	買取開始日から 2 年間（以降 1 年ごとに自動更新）

買取料金単価、買取料金の支払い方法、支払い期日等の詳細については、「ひおき地域エネルギー太陽光買取サービス重要事項説明書 兼 買取条件説明書」に記載いたします。

以 上